

二十八年度及び平成二十九年度に限り、同条中「千分の一」とあるのは、「零」とする。

附 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

(国民健康保険課)

福島県条例第二十七号

福島県小規模介護施設等緊急整備等臨時特例基金条例の一部を改正する条例

福島県小規模介護施設等緊急整備等臨時特例基金条例（平成二十一年福島県条例第八十六号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成二十八年三月三十一日」を「平成二十八年十二月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(高齢福祉課)

福島県条例第二十八号

福島県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

福島県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年福島県条例第七十六号）の一部を次のように改正する。

第四十五条第九項中「指定地域密着型サービス基準」という。）の下に「第二十条第一項に規定する指定地域密着型通所介護事業所若しくは指定地域密着型サービス基準」を加える。

附 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

(高齢福祉課)

福島県条例第二十九号

福島県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

福島県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年福島県条例第八十号）の一部を次のように改正する。

- 第五節 指定療養通所介護の事業の基本方針（第百十三条・第百十四条）
- 第一款 この節の趣旨及び基本方針（第百十五条・第百十六条）
- 第二款 人員に関する基準（第百十七条・第百十八条）
- 第三款 設備に関する基準（第百十九条・第百二十条）
- 第四款 運営に関する基準（第百二十一条・第百二十二条）

目次中

する基準

を「第五節 削除」に改める。

第七章第五節を次のように改める。

第五節 削除

第百十三条から第百三十条まで 削除

第百八十一条中「指定通所介護事業所、」の下に「指定地域密着型通所介護事業所（指定地域密着型サービス基準第二十条第一項に規定する指定地域密着型通所介護事業所をいう。）」を加える。

第百四十五条第三項中「指定福祉用具貸与」の下に「指定地域密着型サービス基準第十九条に規定する指定地域密着型通所介護」を加え、同条第四項中「指定通所介護」の下に「又は指定地域密着型通所介護」を加える。

附 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

(高齢福祉課介護保険室)

福島県条例第三十号

福島県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

福島県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成二十四年福島県条例第八十二号）の一部を次のように改正する。

第百三十二条第二項中「指定居宅サービス」を「指定居宅サービス事業者」に改め、「指定居宅サービス事業者をいう。」の下に「指定地域密着型サービス事業者（法第四十二条の二第一項に規定する指定地域密着型サービス事業者をいう。）」を加え、同条第三項中「指定通所介護をいう。以下同じ。）」の下に「指定地域密着型通所介護（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号）第十九条に規定する指定地域密着型通所介護をいう。以下同じ。）」を加え、同条第四項第二号中「指定通所介護」の下に「若しくは指定地域密着型通所介護」を加える。

附 則

（施行期日）

第一条 この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

（改正前の福島県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正）

第二条

福島県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（平成二十七年福島県条例第三十一号。以下この条において「改正条例」という。）附則第二条第一項及び附則第三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正条例による改正前の福島県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成二十四年福島県条例第八十二号）の一部を次のように改正する。

第九十七条第三項中「指定通所介護事業者をいう。以下同じ」を「指定通所介護事業者をいう。又は指定地域密着型通所介護事業者（指定地域密着型サービス）の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号。以下この条及び第九十九条において「指定地域密着型サービス基準」という。）第二十条第一項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。（以下「指定通所介護事業者等」という。）に、「指定通所介護をいう。以下同じ」を「指定通所介護をいう。又は指定地域密着型通所介護（指定地域密着型サービス基準第十九条に規定する指定地域密着型通所介護をいう。）（以下「指定通所介護等」という。）に改め、「第二項」の下に「又は指定地域密着型サービス基準第二十条第一項から第七項まで」を加える。第九十九条第五項中「指定通所介護事業者」を「指定通所介護事業者等」に、「指定通所介護の」を「指定通所介護等の」に改め、「第一百一条第一項から第三項まで」の下に「又は指定地域密着型サービス基準第二十二條第一項から第三項まで」を加える。

（福島県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部改正）

第三条 福島県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（平成二十七年福島県条例第三十一号）の一部を次のように改正する。

附則第三条第二項の表を次のように改める。

|                  |  |   |
|------------------|--|---|
| 第九十<br>七条第<br>三項 | 指定通所介護事業者（基準<br>条例第九十九条第一項に規<br>定する指定通所介護事業者<br>をいう。）又は指定地域密<br>着型通所介護事業者（指定<br>地域密着型サービス基準第<br>二十条第一項に規定する指<br>定地域密着型通所介護事業<br>者をいう。）（以下「指定 | 法第十五条の四十五第一項第一号ロに規<br>定する第一号通所事業（基準該当介護予防<br>通所介護に相当するものとして市町村が定<br>めるものに限る。）に係る指定事業者 |
|------------------|--|---|

通所介護事業者等」とい  
う。）

指定通所介護（基準条例第  
九十八条に規定する指定通  
所介護をいう。）又は指定  
地域密着型通所介護（指定  
地域密着型サービス基準第  
十九条に規定する指定地域  
密着型通所介護をいう。）  
（以下「指定通所介護等」  
という。）の事業

指定通所介護事業者等

第九十  
九条第  
五項

指定通所介護等の事業

基準条例第一百一条第一項か  
ら第三項まで又は指定地域  
密着型サービス基準第二十  
二条第一項から第三項まで  
に規定する

当該第一号通所事業

市町村の定める当該第一号通所事業の

第九十七条第三項に規定する第一号通所事  
業に係る指定事業者

当該第一号通所事業

市町村の定める当該第一号通所事業の

（高齢福祉課介護保険室）

福島県条例第三十一号

福島県自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例

福島県自殺対策緊急強化基金条例（平成二十一年福島県条例第七十三号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成二十八年十二月三十一日」を「平成二十九年十二月三十一日」に改める。

附則